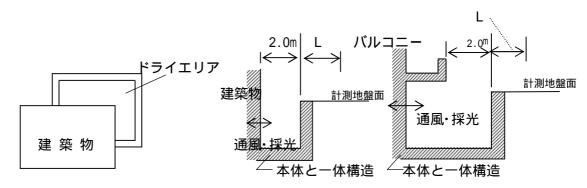
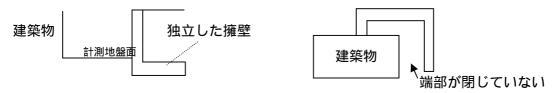
(関係条文) 令2条2項

3 ドライエリアがある場合の地盤

定義:建築物と一体に設けられたドライエリア注とは通風・採光の為の必要最低限の形態で、平面的に閉塞状態のもので出巾(外壁面とドライエリアの壁面間の有効寸法)が2.0m以下のものをいい、建築物の部分とみなす。



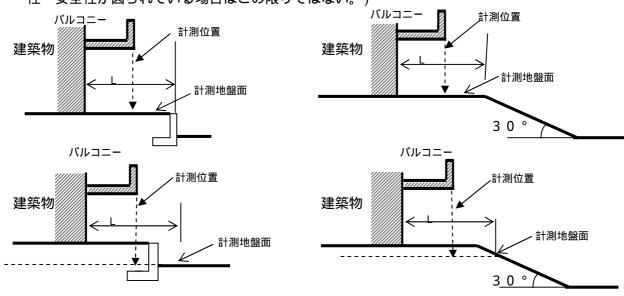
但し、次の場合はドライエリアとみなさない。



4 地盤の水平方向の広がりの取り扱い

(接する地盤の水平方向の、ひろがりは原則 L 以上必要、但し地盤としての安定

性・安全性が図られている場合はこの限りではない。)



L: 1m(ただし戸建住宅は 50cm)

備考 注:「高さ・階数の算定方法・同解説」日本建築主事会議

西宮市建築基準法取扱い基準 2010.04.01

本規定(地盤 5)の適用(2010.04.01)以前に既に設計に着手している場合においては、従前の規定によることができる。